

入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

入院時の食事療養の標準負担額

所得区分		標準負担額
70歳未満	70歳以上	
区分ア	現役並み 一般	1食につき550円
区分イ		
区分ウ		
区分エ		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき270円
—	低所得Ⅰ	1食につき130円

※1 所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養負担額が定められています。

病 院 長